

獣医療における「ホメオパシー」対応

動物の体調管理や健康維持と称し、また、なかには動物疾病の治療効果を標榜してのいわゆる「ホメオパシー」導入を試みる事例を聞き及ぶところではありますが、このたび、人医療分野における「ホメオパシー」の広がり等を懸念し、日本学術会議（会長：金澤一郎）から会長談話が公表され、日本獣医師会及び日本獣医学会とともに連名にて、次のとおり会長談話に賛意を表する旨の声明を發したところでもあります。

獣医師については、適正獣医療の提供が責務とされています。「ホメオパシー」については、どうか日本学術会議会長談話を改めて認識され、動物の保健衛生の向上に対する飼育者指導とともに、動物の診療に当たられていただくようお願いする。

平成 22 年 8 月 24 日
社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
社団法人 日本獣医学会
理事長 西原 眞杉

獣医療における「ホメオパシー」対応の考え方

今般、日本学術会議（会長：金澤一郎）から、8月24日付けで、「ホメオパシー」の科学及び医療・歯科医療・獣医療現場での対応、その治療効果等について、次の会長談話が発表されたところです。

動物の診療は、獣医学に立脚してこそ適切な提供が確保されるものであります。日本獣医師会及び日本獣医学会としても日本学術会議声明に賛意を表すところです。

平成 22 年 8 月 24 日
日 本 学 術 会 議
会 長 金 澤 一 郎

「ホメオパシー」についての日本学術会議会長談話

ホメオパシーはドイツ人医師ハーネマン（1755～1843年）が始めたもので、レメディー（治療薬）と呼ばれる「ある種の水」を含ませた砂糖玉があらゆる病気を治療できると称するものです。近代的な医薬品や安全な外科手術が開発される以前の、民間

医療や伝統医療しかなかった時代に欧米各国において「副作用がない治療法」として広がったのですが、米国では1910年のフレクスナー報告に基づいて黎明期にあった西欧医学を基本に据え、科学的な事実を重視する医療改革を行う中で医学教育からホメオパシーを排除し、現在の質の高い医療が実現しました。

こうした過去の歴史を知ってか知らずか、最近の日本ではこれまでほとんど表に出ることがなかったホメオパシーが医療関係者の間で急速に広がり、ホメオパシー施療者養成学校までできています。このことに対しては強い戸惑いを感じざるを得ません。

その理由は「科学の無視」です。レメディーとは、植物、動物組織、鉱物などを水で100倍希釈して振盪する作業を10数回から30回程度繰り返して作った水を、砂糖玉に浸み込ませたものです。希釈操作を30回繰り返した場合、もともと存在した物質の濃度は10の60乗倍希釈されることとなります。こんな極端な希釈を行えば、水の中に元の物質が含まれないことは誰もが理解できることです。「ただの水」ですから「副作用がない」ことはもちろんですが、治療効果もあるはずがありません。

物質が存在しないのに治療効果があると称することの矛盾に対しては、「水が、かつて物質が存在したという記憶を持っているため」と説明しています。当然ながらこの主張には科学的な根拠がなく、荒唐無稽としか言いようがありません。

過去には「ホメオパシーに治療効果がある」と主張する論文が出されたことがあります。しかし、その後の検証によりこれらの論文は誤りで、その効果はプラセボ（偽薬）と同じ、すなわち心理的な効果であり、治療としての有効性がないことが科学的に証明されています [1]。英国下院科学技術委員会も同様に徹底した検証の結果ホメオパシーの治療効果を否定しています [2]。

「幼児や動物にも効くのがだからプラセボではない」という主張もありますが、効果を判定するのは人間であり、「効くはずだ」という先入観が判断を誤らせてプラセボ効果を生み出します。

「プラセボであっても効くのがだから治療になる」とも主張されていますが、ホメオパシーに頼ることによって、確実に有効な治療を受ける機会を逸する可能性があることが大きな問題であり、時には命にかかわる事態も起こりかねません [3]。こうした理由で、例えばプラセボとしても、医療関係者がホメオパシーを治療に使用することは認められません。

ホメオパシーは現在もヨーロッパを始め多くの国に広がっています。これらの国ではホメオパシーが非科学的であることを知りつつ、多くの人が信じているために、直ちにこれを医療現場から排除し、あるいは医療保険の適用を解除することが困難な状況にあります [4]。またホメオパシーを一旦排除した米国でも、自然回帰志向の中で再びこれを信じる人が増えているようです。

日本ではホメオパシーを信じる人はそれほど多くないのですが、今のうちに医療・歯科医療・獣医療

現場からこれを排除する努力が行われなければ「自然に近い安全で有効な治療」という誤解が広がり、欧米と同様の深刻な事態に陥ることが懸念されます。そしてすべての関係者はホメオパシーのような非科学を排除して正しい科学を広める役割を果たさなくてはなりません。

最後にもう一度申しますが、ホメオパシーの治療効果は科学的に明確に否定されています。それを「効果がある」と称して治療に使用することは厳に慎むべき行為です。このことを多くの方にぜひご理解いただきたいと思います [5]。

-
- [1] Shang A et al. Are the clinical effects of homeopathy placebo effects? Comparative study of placebo-controlled trials of homeopathy and allopathy. Lancet 2005; 366: 726
 - [2] Evidence Check 2: Homeopathy 2010.2.8
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200910/cmselect/cmsctech/45/45.pdf>
 - [3] ビタミンKの代わりにレメディーを与えられた生後2カ月の女児が昨年10月に死亡し、これを投与した助産婦を母親が提訴したことが本年7月に報道されました。
 - [4] WHOは世界の一部の国でホメオパシーが広く使用されている現実に配慮して、その治療効果には言及せず、安全性の問題だけについての注意喚起を行っています。
<http://www.who.int/medicines/areas/traditional/prehomeopathic/en/index.html>
 - [5] ホメオパシーについて十分に理解した上で、自身のために使用することは個人の自由です。

日獣会誌編集発行者から

「ホメオパシー」の件については、日獣会誌第58巻第3号（2005年）に、「日本の獣医療におけるホメオパシーの現状と展望」と題する解説・報告記事が掲載された経過がありますが、当該記事について

は、我が国の獣医療との関係について、当時、まだ日の浅い「ホメオパシー」の主としてその概念と歴史、人の医療を含め諸外国における適用状況等を紹介することに力点を置いたものであり、「ホメオパシー」を推奨するとの趣旨ではないことにご理解いただきたい。